【中小法人・個人事業者向】新型コロナ感染症関連支援策一覧

発行　：　株式会社　八幡創活サポートセンター　　Morioka Iwate

- 記載の施策は代表的なものです。
- 施策は日々更新されています。最新の状況は、所管官庁・事業所等へお問い合わせ願います。

※照会電話は混んでいます！ＨＰ参照を推奨!!

経産省ＨＰ　施策パンフ

R2.5.1 現在更新版
編　集
中小企業診断士/盛岡市議会議員
大　石　きみお

★給付・助成を受けたい

持続化給付金	・売上半減以下となった事業者が対象。給付額は**法人最大200万円、個人事業者（ﾌﾘｰﾗﾝｽ含）最大100万円** ・今年創業先は**「持続化補助金」を検討⇒施策パンフP31**	中小企業金融・給付金相談窓口 平日・土日祝９時～１７時 0570-783183
雇用調整助成金	・従業員に支給した休業手当の一部を事業者へ助成 ・助成額例：**１人１日上限8,330円、助成率最大9/10**（企業規模や雇用状況により助成率が異なる） ・支給限度日数･･･6月30日までの日数＋100日	岩手労働局相談ｺｰﾙｾﾝﾀｰ 0120-60-3999 盛岡市商工労働部経済企画課 019-613-8298　**よくある質問**
小学校休業等対応助成金（有給休暇助成）	・小学校等に通う子どもの世話のため、有給休暇を取得した従業員の賃金相当額を、**事業者に助成** ・**１日あたり上限8,330円**	相談コールセンター 平日・土日祝９時～２１時 0120-60-3999
小学校休業等対応支援金（ﾌﾘｰﾗﾝｽ助成）	・小学校等に通う子どもの世話のため、契約していた業務ができなくなった場合に助成 ・**１日あたり定額4,100円**	
【新規・岩手】休業協力金	・県からの休業要請に応じて休業した事業者に対し、**協力金として10万円を支給**	**【詳細調整中】** 5/1現在問合先 岩手県経営支援課 019-629-5544
【新規・岩手】家賃補助制度	・売上半減以下となった事業者が対象 ・**家賃の1/2（上限10万円）を最大３か月**補助	

【盛岡市独自制度】雇用調整助成金･･･**雇用を継続する中小事業者には、国の9/10助成に加え、自己負担分の1/10部分を市が助成**
⇒ **事業者が従業員に支給する休業補償に対し、１人１日最大9,255円まで国と市が事業者に給付**

★資金流出を抑えたい（金融機関関連）

日本公庫、商工中金既往債務借換	・金利引下げのための借換制度（一部無利子化） 借換限度額：商工中金・公庫国民～3億円 公庫中小事業～6,000万円	中小企業金融・給付金相談窓口 平日・土日祝９時～１７時 0570-783183
民間金融機関借入の返済猶予・条件変更	・金融庁より金融機関に対し、**条件変更等の依頼に柔軟に対応**するよう要請あり ・事業者別の諸条件は取引金融機関へ相談	詳細は取引金融機関へお問い合わせください
新型コロナ特例リスケジュール	・中小企業再生支援協議会により、**１年間の元金返済猶予、資金繰り計画策定等**を支援 ・複数金融機関の債権者調整等を実施	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183 または各都道府県の 中小企業再生支援協議会
手形小切手未決済にかかる特例	・手形小切手の期日に未決済となった場合であっても、不渡り事故としない旨の方針 ・銀行取引（当座勘定、融資等）の継続可能	一社）全国銀行協会

★資金流出を抑えたい（納税・料金等）

国税・地方税の納付猶予	・1 年間、国税の納付猶予（延滞金無し、無担保） ・地方税納付猶予についても自治体に相談	詳細は管轄の税務署、自治体税務関連部署にお問い合わせください
固定資産税 都市計画税の軽減	・令和 3 年度の固定資産税、都市計画税を減免 ・**減収率 30%以上 50%未満…半額免除** ・**減収率 50%以上…全額免除**	中企庁事業環境部財務課 03-3501-5803
労働保険料 厚生年金保険料等の納付猶予	・要件に合致した場合、一定期間の納付猶予が認められる場合がある。 ・1 年間延滞金免除、差押・換価免除も可能	詳細は管轄の労働局、および年金事務所にお問い合わせください
公共料金の納付猶予	・電気、ガス、水道料金等の公共料金について、一定期間の納付猶予が認められる場合がある	詳細は各事業者にお問い合わせください
事業にかかる不動産賃貸料の支払猶予	・国交省より不動産賃貸関連業界団体に対し、賃貸料の支払猶予等への柔軟対応について要請 ・**不動産所有者、管理会社との合意が前提**	詳細は不動産所有者管理会社等にお問い合わせください

★金利ゼロ or 低利の事業資金を借りたい

無利子・低利融資（政府系金融機関）	・特別貸付（上限：国民 6,000 万円・中小 3 億円） ・**要件合致の場合、当初 3 年間金利ゼロ** ・売上 5%以上減少先が対象、別枠の資金	無利子無担保の条件等、詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください
セーフティネット保証・危機関連保証（金融機関借入の債務保証）	・セーフティネット保証（4 号・5 号）：最大 2.8 億円 ・危機関連保証：最大 2.8 億円　**合計最大 5.6 億円** ・**要件合致の場合、保証料ゼロ・当初 3 年間金利ゼロ**	※減収幅など制度適用条件有 詳細は民間金融機関、または都道府県信用保証協会へお問い合わせください
マル経資金（小規模事業者向）	・日本公庫国民事業～限度 1,000 万円 ・売上 5%以上減少等、要件を満たせば当初 3 年間金利を 0.9%引下げ	商工会議所・商工会 日本公庫（国民生活）へお問い合わせください

【盛岡市独自制度】ＳＮ保証・危機関連保証について、保証料・金利の一部を市が補給
⇒　国の制度とあわせて、売上５％以上減少先の保証料・３年分の金利がゼロとなる

★働き方改革・経営環境整備を進めたい

時間外労働等改善助成金の特例	・テレワーク新規導入の中小事業者に対する設備費助成（1/2、上限 100 万円） ・休暇促進制度導入費用助成（3/4、上限 50 万円）	中小企業金融・給付金相談窓口 平日・土日祝９時～１７時 0570-783183
ＩＴ導入補助金（拡充）	・ＩＴ導入による業務効率化のための補助金 ・補助額 30～450 万円、補助率 1/2 ・**コロナ関連特別枠補助率 2/3⇒施策パンフ P28**	詳細は施策パンフまたは QR コードから検索
テレワーク等の設備投資税制	・テレワーク設備にかかる即時償却、または設備投資額の７％（資本金 3,000 万円以下の法人は 10%）の税額控除	経営力強化計画が必要 詳細は中小企業税制パンフで確認

発行/株式会社八幡創活サポートセンター　編集/中小企業診断士　盛岡市議会議員　大石きみお
〒020-0872 岩手県盛岡市八幡町１－１５　TEL/FAX 019-618-3996　kimiooishi@echna.ne.jp

【従業員・経営者個人・純個人向】新型コロナ感染症関連支援策一覧

発行　：　株式会社　八幡創活サポートセンター　　Morioka Iwate

- 記載の施策は代表的なものです。
- 施策は日々更新されています。最新の状況は、所管官庁・事業所等へお問い合わせ願います。

※照会電話は混んでいます！ＨＰ参照を推奨!!

総務省 HP　経産省 HP

R2.5.1 更新版
編　集
中小企業診断士/盛岡市議会議員
大　石　きみお

★給付・助成を受けたい

厚労省総合パンフ

特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金	・国民１人あたり一律 10 万円を給付 ・子育て世帯には対象児童１人につき１万円を給付 ・5 月より順次支給手続き開始	総務省 給付金コールセンター 平日９時～１８時３０分 03-5638-5855
休業手当	・会社都合による休業（給与減額）の場合、会社は平均賃金の 60/100 以上の手当を従業員に支給の義務がある（労基法 26 条）	各都道府県労働局 特別労働相談窓口
傷病手当金（拡充）	・健保の被保険者が、新型コロナに感染し仕事を休んだ場合、最長１年６か月の間、標準報酬月額の 2/3 相当額を日割りで支給	支給要件、手続詳細は、ご加入の健康保険団体にお問い合わせください
住居確保給付金（拡充）	・離職、廃業、休業等により住居の家賃支払が困難になった場合に、一定額の家賃補助を行う ・給付金は家主口座に振込される	お住まいの市区町村の自立相談支援機関までお問い合わせください
失業給付	・失業となった場合には、生活の安定と就職の促進のため、失業等給付が支給される ・自己都合退職は、退職後３か月経過後から支給	お近くのハローワークへお問い合わせください

★各種の支払いを抑えたい

アパート・住宅ローン等返済猶予・条件変更	・金融庁より金融機関に対し、条件変更等の依頼に柔軟に対応するよう要請あり ・事業者別の諸条件は取引金融機関へ相談	詳細は取引金融機関へお問い合わせください
国税・地方税の納付猶予	・国税の納付猶予（延滞金無し、無担保） ・地方税納付猶予についても自治体に相談	詳細は管轄の税務署、自治体税務関連部署にお問い合わせください
国保・介護保険料国民年金保険料等の納付猶予・減免	・要件に合致した場合、一定期間の納付猶予が認められる場合がある。 ・延滞金免除、差押・換価免除も可能	詳細は市町村国保年金担当部署および年金事務所にお問い合わせください
公共料金の納付猶予	・電気、ガス、水道料金等の公共料金について、一定期間の納付猶予が認められる場合がある	詳細は各事業者にお問い合わせください

★金利ゼロの生活資金を借りたい

緊急小口資金 特例貸付 （主に休業の方）	・無利子、無保証人で、最大 10 万円まで貸付 ・学校休業、個人事業主は最大 20 万円 ・据置 1 年以内、償還期限 2 年以内	お住いの市区町村 社会福祉協議会に お問い合わせください
総合支援資金 特例貸付 （主に失業の方）	・無利子、無保証人で月 20 万円以内（単身世帯は 15 万円以内）かつ 3 月以内 ・据置 1 年以内、償還期限 10 年以内	
【盛岡市独自制度】 勤労者生活 援助資金	・実質無利子、無保証人で、最大 50 万円 ・東北労働金庫による代理貸制度 ・金利、保証料相当分について市が負担	盛岡市商工労働部 経済企画課 019-613-8298

★子どもの進学、通学を支えたい

授業料減免・奨学金 （高等学校）	・経済的事情等、一定の要件に合致した場合、授業料の免除を受けることができる ・返済不要の奨学給付金制度もあり	要件詳細は都道府県の ＨＰ等を参照 在学中の高等学校へ申請
授業料減免・奨学金 （大学、短大、高専、 専門学校等）	・経済的事情等、一定の要件に合致した場合、授業料・入学金の免除・減額を受けることができる ・返済不要の奨学給付金制度もあり	・文科省のＨＰ等を参照 ・高校（受験生）または 大学等（在学中）へ申請

★中止のイベントを支援したい

中止イベントチケット 料金の寄付金控除	・中止された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払戻を受けない場合、年間 20 万円を上限に寄付金控除の対象となる	文化庁　本件税制担当 03-5253-4111 内線４７６４

参考情報：コロナ関連サイトへのリンク集

電子政府の総合窓口 各省庁ＨＰ、自治体事例等にリンク	**厚生労働省ＨＰ** コロナ総合サイト 感染状況、予防対策等	**岩手県ＨＰ** コロナ関連情報サイト 相談・検査件数、窓口紹介等	**盛岡市ＨＰ** コロナ関連情報サイト

発行/株式会社八幡創活サポートセンター　編集/中小企業診断士　盛岡市議会議員　大石きみお
〒020-0872 岩手県盛岡市八幡町１－１５　TEL/FAX 019-618-3996　kimiooishi@echna.ne.jp